

令和8年度第1回新潟県男女平等社会推進審議会 事前提出意見等一覧表

No.	コード			意 見 等(原文のまま)	対応(案)
	基本 目標	重点 目標	施策 方向		
1	I III			4次計画では、重点目標に「男性にとっての男女共同参画の促進」とあった。 この重点目標は示してある通り、他に包含・統合されてもよいと思うが、「Iに包含・統合」であれば、「I」の中に「男性も女性も」の表現を入れた方がよいと思う。 女性と男性では、依然として意識の差が大きくある中で、この表現が入ることにより、「男性の意識」に注目がいくと考える。	「I」の記載が「男女双方」を明確に示すよう修正します。
2	I	2	(1)	「啓発に努めます」の「啓発」は男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の在り方についての啓発ということなのか、見直しの啓発なのか、わかりにくいです。 こちらの意味合いが在り方についての啓発である場合、重点目標1に啓発することが記載されているため、「実態把握と啓発に努める」ではなく「実態把握を行う」で良いのではないかと思います。	在り方の啓発を「重点目標1(1)」に統合します。 見直しの啓発は固定的性別役割分担意識の解消と重なる部分が多いため、「等」を付けた上で、体系の整理という観点から、実態把握と併せて「重点目標2(1)」を「重点目標2(2)」に統合します。 また、同様に項目の整理という観点から「重点目標1」と「重点目標2」も統合します。
3	I	2	(1)	語尾が「努めます」になっているものについて、「行います」や「します」など言い切った方がよいと思います。	ご指摘を踏まえ、「行います」等の言い切りの表現に修正します。
	I	3	(1) (2)		
	I	5	(1)		
4	I	2	(2)	「地域の実情を踏まえた取組」という文言が入ることでトーンダウンしている印象を受けますが、削除すると問題はありますか？	ご指摘を踏まえ、地域の「実情」を「特性」に修正します。 この記載は、県民全体での機運醸成と地域での取組を組み合わせ、より実効性の高い施策展開を図る方向性を示すもののご理解ください。
5	I	3	(3)	女性の高等教育進学率の男性に比べての低位、STEM学科への進学の低位の是正についても触れてほしい。	基本的方向「1-3-(1)」の「男女平等を推進する教育・学習の充実」に「進路指導」を追加します。 ※現行計画では、「性別による固定的な役割分担にとらわれない進路指導」や「女性の理工系分野への選択に関する理解促進」を、「1-3-(1)」に記載。
6	II	3		「女性に選ばれるための魅力的な環境整備」とあるが、「雇用分野」や「職場環境」などの文言が入るとわかりやすいのではないかと思います。 次の「4 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画」のように場を明記して表現するとわかりやすいと思う。	「3. 女性に選ばれるための魅力的な環境整備」は、対象とする場面がより分かりやすくなるよう、「働く場など」を追加します。
7	II	3	(1) (3)	(1)と(3)の違いがわかりにくい。	両者はアプローチこそ異なるものの、いずれも女性に魅力ある環境づくりを目的としているため、計画の分かりやすさを高める観点から、(3)を(1)に統合します。 ※現行計画では、(1)で「実際に働く場の環境整備の促進など」、(3)で「男女雇用機会均等法など関係法令の周知・啓発など」を記載。

令和 8 年度第 1 回新潟県男女平等社会推進審議会 事前提出意見等一覧表

No.	コード			意 見 等(原文のまま)	対応(案)
	基本 目標	重点 目標	施策 方向		
8	Ⅱ	3	(3)	女性の貧困対策として非正規雇用率の減少に向けた施策も掲げてほしい。 また、非正規雇用は女性の婚姻率を下げる一因の也成为り、少子化の原因でもある。	貧困対策という項目立てで記載していないものの、女性の経済的自立の促進に向けて、「女性のキャリア形成と所得向上」を体系の中でも既に記載しており、計画に包含されていると考えています。
9	Ⅱ	4	(1) (2) (3)	この項目自体を変更すべきとの意見はありませんが、例えば、【性による職業意識】つまり、性別で能力や適性を決めつける見方、「この職業は男性が就くもの」といった固定観念の見直し・改善は、どこに分類されるのでしょうか。 あくまで重点目標なので、上記のような固定観念は、県民の意識啓発が進んでおり重点には位置付けられないという整理であれば放念ください。 (昨今の、女性のトラック運転手やバス・鉄道運転手など話題にあがるテーマかと思い、コメントしました。)	主として基本的方向「Ⅰ-2-（１）」の 固定的な性別役割分担意識の解消で対応していくことを想定しています。 なお、関連する項目においても、施策の展開の記載を検討する段階で、固定的な役割分担意識の解消に関する記載について検討します。
10	-	-	-	国が目標の数値を示した事項については県としても統計調査をするなどして現状の把握をして欲しい。 例：出産後の就業率など	国が目標の数値を示した項目は、「裁判官に占める女性の割合」等まで、多岐にわたっているため、今後、指標の検討段階等において、県として把握すべき必要性などを勘案し、必要なデータは把握できるよう、検討してまいります。
11	Ⅰ	1, 2		人は、「意識が変われば、行動が変わる」と考えられがちですが、実際には「環境が変わり、行動が変わることで、結果として、意識が変わっていく」側面も大いにあります。 たとえば、固定的な性別役割分担意識も、単なる個人の思い込みというより、日々の生活や職場で「そのように役割分担した方が上手く回る」環境になっているからこそ維持されている面があります。 そのため、真正面から「意識を変えましょう」と迫っても、かえって、負担感を高めたり、反発を招いたりすることになりかねません。 その意味で、策定方針で「行動に関わる指標の追加」が挙げられたことは画期的であると考えます。 制度のさらなる整備はもちろんのこと、行動変容をもたらす環境や関係性の組み直しを具体的に後押しする施策のさらなる充実を期待します。 もちろん、啓発の面からのアプローチも重要ですが、それが一回的なものに終わらせないためにも、環境や関係性の組み直しと連動させていくという視点が欠かせません。 もし、そうであるならば、その点が明確に伝わる文言上の工夫を検討いただきたいです。	ご指摘のとおり、意識啓発に加え、環境整備など、行動変容を後押しする取組を一体的に進めることは重要であると考えており、本計画にも、意識啓発のみならず、多様で柔軟な働き方に向けた環境整備等の取組を記載することとしております。 連動という視点は、本計画全体に関わる重要な考え方であることから、体系図への個別の位置付けよりも、第 1 章「基本的な考え方」において、記載を検討したいと考えております。

令和 8 年度第 1 回新潟県男女平等社会推進審議会 事前提出意見等一覧表

No.	コード			意 見 等(原文のまま)	対応(案)
	基本 目標	重点 目標	施策 方向		
12	II	3		「女性に定着してもらう」のではなく「選ばれる」へと表現が変わった点に大いに賛同します。 人が暮らす場所や働く場所を「選ぶ」ということは、何ものにも縛られず自由に決めるということではなく、「自分をより良く生かしてくれる魅力的な企業や地域コミュニティ、行政の支援など、頼れる多様な選択肢に複数アクセスできるか」にかかっています。 したがって、情報発信においても、単に新潟の豊かさをPRするだけでなく、移住者や若者が、県内の多様な人や組織、ネットワークと実際に結びつき、関係性を築けるような橋渡しや仕組み作りが重要になります。 そこで、新たな結びつきを生み出すため、県として今後どのような取り組みを展開される想定かお伺いしたいです。 また、本体系図においても、そうした文言を補強してはどうでしょうか。	ご指摘については、個別の取組にとどまらず、県政全体に関わる横断的な視点でもあることから、本計画の体系図において独立した施策項目等に位置付けるのではなく、計画全体に通底する考え方として整理を検討し、第 1 章「基本的な考え方」において、ご指摘の趣旨も踏まえた記載を検討してまいります。 併せて、施策の展開の記載を検討する段階での記載について検討します。
	III				
13	全体			策定方針において「本文の説明等で『豊かなより良い状態を目指す』計画であることを明記する」とされています。この点は大変重要であると考えます。 ジェンダーに関する問題は、ともすれば、「目に見えない巨大な社会構造」や「個人の意識の低さ」に原因を求めがちです。 しかし、そうした犯人捜しは、かえって現場に無力感や分断を引き起こしてしまいます。 実際のところ、私たちの社会や職場は、あらかじめ決まった絶対的な構造として存在しているわけではありません。 それは、日々の具体的な営みや、人やモノとのやり取りが絶えず繰り返されることによって、そのつど維持されているものです。 したがって、ぜひ本文等で、下記の視点を盛り込んでいただきたいと思います。 (1) この第5次計画が、誰かや何かを絶対的な悪と位置づけて批判するのではないこと、 (2) そのうえで、県民一人ひとりが、そして多様な組織や団体が、それぞれの現場でより良くあるために、そうした日々の営みやひとつひとつのつながりを地道に組み直していく一歩を支えるものであること。	ご指摘については、本計画が目指す方向性や基本姿勢に関わる重要な内容であることから、体系図への個別の位置付けというよりも、第 1 章「基本的な考え方」において、「誰かを非難したり対立を生じさせたりすることを目的とするものではない」ことや「より良い状態を目指すもの」であるとの趣旨が適切に伝わるよう、記載を検討してまいります。

令和 8 年度第 1 回新潟県男女平等社会推進審議会 事前提出意見等一覧表

No.	委員名	コード			意 見 等(原文のまま)	対応(案)
		基本 目標	重点 目標	施策 方向		
13	伊藤会長	全体			策定方針において「本文の説明等で『豊かなより良い状態を目指す』計画であることを明記する」とされています。この点は大変重要であると考えます。 ジェンダーに関する問題は、ともすれば、「目に見えない巨大な社会構造」や「個人の意識の低さ」に原因を求めがちです。 しかし、そうした犯人捜しは、かえって現場に無力感や分断を引き起こしてしまいます。 実際のところ、私たちの社会や職場は、あらかじめ決まった絶対的な構造として存在しているわけではありません。 それは、日々の具体的な営みや、人やモノとのやり取りが絶えず繰り返されることによって、そのつど維持されているものです。 したがって、ぜひ本文等で、下記の視点を盛り込んでいただきたいです。 (1) この第5次計画が、誰かや何かを絶対的な悪と位置づけて批判するのではないこと、 (2) そのうえで、県民一人ひとりが、そして多様な組織や団体が、それぞれの現場でより良くあるために、そうした日々の営みやひとつひとつのつながりを地道に組み直していく一歩を支えるものであること。	ご指摘については、本計画が目指す方向性や基本姿勢に関わる重要な内容であることから、体系図への個別の位置付けというよりも、第 1 章「基本的な考え方」において、「誰かを非難したり対立を生じさせたりすることを目的とするものではない」ことや「より良い状態を目指すもの」であるとの趣旨が適切に伝わるよう、記載を検討してまいります。

体系図（事前意見対応の反映前）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり		
1 男女平等の意識浸透		
(1)	各種団体等と連携し、 <u>効果的な</u> 広報・啓発活動を推進します	
(2)	メディアやSNS等を活用した啓発活動を推進するとともに、様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します	
2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し		
(1)	社会制度、慣行等を男女平等の視点で調査・点検し、実態把握と啓発に努めます	
(2)	<u>固定的な性別役割分担意識の解消に向け、県民の気運醸成を図るとともに地域の実情を踏まえた取組を促進します。</u>	
3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実		
(1)	学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実するとともに、教職員等の研修に努めます。	
(2)	性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めるとともに、指導者等の人材の養成を進めます。	
(3)	男女平等意識を育む家庭教育を推進します	
4 <u>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者に対する相談支援の充実</u>		
(1)	<u>ジェンダーに基づくあらゆる暴力やハラスメント</u> の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します	
(2)	<u>ジェンダーに基づくあらゆる暴力</u> の実態を把握し、被害者の相談や保護・支援を行います	
5 生涯を通じた健康づくり		
(1)	妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます	
(2)	生涯を通じた男女の健康の維持・増進対策を充実します	
6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進		
(1)	男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します	

1と2を統合

(1)(3)に分割して統合

体系図（事前意見対応の反映後【案】）

※反映による変更部分を朱書きで記載

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり		
1 <u>男女双方における</u> 男女平等の意識浸透と、社会制度・慣行等の見直し		
(1)	各種団体等と連携し、 <u>効果的な</u> 広報・啓発活動を推進します	
(2)	メディアやSNS等を活用した啓発活動を推進するとともに、様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します	
(3)	<u>社会制度・慣行等の実態把握を行うとともに、固定的な性別役割分担意識の解消等に向け、県民の気運醸成と地域の<u>特性</u>を踏まえた取組の促進を図ります。</u>	
2 男女平等の視点に立った教育・学習の充実		
(1)	学校等における男女平等を推進する教育・学習・ <u>進路指導</u> を充実するとともに、教職員等の研修 <u>を行います</u> 。	
(2)	性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供 <u>を行う</u> とともに、指導者等の人材の養成を進めます。	
(3)	男女平等意識を育む家庭教育を推進します	
3 <u>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者に対する相談支援の充実</u>		
(1)	<u>ジェンダーに基づくあらゆる暴力やハラスメント</u> の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します	
(2)	<u>ジェンダーに基づくあらゆる暴力</u> の実態を把握し、被害者の相談や保護・支援を行います	
4 生涯を通じた健康づくり		
(1)	妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及 <u>啓発を行います</u>	
(2)	生涯を通じた男女の健康の維持・増進対策を充実します	
5 国際的な男女共同参画の取組の理解促進		
(1)	男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します	

体系図（事前意見対応の反映前）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標	
重点目標	
施策の基本的方向	
Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
(1)	県の審議会等への女性登用を推進します
(2)	女性県職員・教職員の育成・登用を推進します
(3)	市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
(4)	企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します
2 女性の能力の開発・発揮	
(1)	あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します
(2)	女性の起業など様々なチャレンジを支援します
(3)	女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します
(4)	女性団体等への活動支援を充実します
3 女性に選ばれるための魅力的な環境整備	
(1)	女性のキャリア形成と所得水準の向上を図るとともに、魅力ある良質な働く場づくりの促進と情報発信に取り組みます
(2)	U I ターン関心者の掘り起こしと受入体制の充実を促進します
(3)	雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します
4 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	
(1)	農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します
(2)	農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます
(3)	商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます

(1)と(3)を統合

体系図（事前意見対応の反映後【案】）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

※反映による変更部分を朱書きで記載

基本目標	
重点目標	
施策の基本的方向	
Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
(1)	県の審議会等への女性登用を推進します
(2)	女性県職員・教職員の育成・登用を推進します
(3)	市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
(4)	企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します
2 女性の能力の開発・発揮	
(1)	あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します
(2)	女性の起業など様々なチャレンジを支援します
(3)	女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します
(4)	女性団体等への活動支援を充実します
3 女性に選ばれるための魅力的な働く場などの環境整備	
(1)	女性のキャリア形成と所得水準の向上を図るとともに、魅力ある良質な働く場づくりの促進と情報発信に取り組みます
(2)	U I ターン関心者の掘り起こしと受入体制の充実を促進します
4 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	
(1)	農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します
(2)	農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます
(3)	商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます

体系図（事前意見対応の反映前）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり		
1	<u>多様で柔軟な働き方が選択でき、</u> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な就業環境の充実	
	(1)	固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした、仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します
	(2)	<u>ライフステージや個別の事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする就業環境の整備を促進します</u>
	(3)	職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	2 子育て環境、介護体制の充実	
	(1)	多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策を含め、地域における子育て支援を充実します。
	(2)	男性が家事・育児・介護等に参画 <u>しやすい環境整備を促進します</u>
	(3)	子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します
	(4)	高齢者や障害者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します
	3 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	
	(1)	<u>安心して相談できる体制の充実を図ります</u>
	(2)	<u>一人ひとりの困りごとに応じた支援を強化します</u>
	(3)	多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します
	4 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	
	(1)	地域活動における男女共同参画を促進します
	(2)	防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します
	(3)	環境保全の取組への男女共同参画を促進します

体系図（事前意見対応の反映後【案】）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり		
1	<u>多様で柔軟な働き方が選択でき、</u> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な就業環境の充実	
	(1)	固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした、仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します
	(2)	<u>ライフステージや個別の事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする就業環境の整備を促進します</u>
	(3)	職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	2 子育て環境、介護体制の充実	
	(1)	多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策を含め、地域における子育て支援を充実します。
	(2)	男性が家事・育児・介護等に参画 <u>しやすい環境整備を促進します</u>
	(3)	子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します
	(4)	高齢者や障害者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します
	3 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	
	(1)	<u>安心して相談できる体制の充実を図ります</u>
	(2)	<u>一人ひとりの困りごとに応じた支援を強化します</u>
	(3)	多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します
	4 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	
	(1)	地域活動における男女共同参画を促進します
	(2)	防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します
	(3)	環境保全の取組への男女共同参画を促進します